

令和 年分

喜多方市

# 農業収支計算ノート

## 申告者

---

喜多方市	総務部 税務課 市民税班	☎0241-24-5217
熱塩加納総合支所	住民課	
市 民 サ 一 ビ ス 班		☎0241-36-2113
塩川総合支所	住民課	
市 民 サ 一 ビ ス 班		☎0241-27-2123
山都総合支所	住民課	
市 民 サ 一 ビ ス 班		☎0241-38-3825
高郷総合支所	住民課	
市 民 サ 一 ビ ス 班		☎0241-44-2113

# 農業所得を申告する全ての方が 記帳・帳簿等の保存制度の対象者です

## ◎記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。  
記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとでなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法での記載をしてもよいとされています。

## ◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書・通帳の写しなどの書類を保存しなければなりません。

### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

## 農業収支計算ノート目次

### <収入の部>

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| (1)田・畠等の作付面積の状況 · P 1 | (13)農薬衛生費 · · · · · P 8   |
| (2)販売金額 · · · · · P 1 | (14)諸材料費 · · · · · P 9    |
| (3)家事消費・贈答・事業消費 · P 1 | (15)修繕費 · · · · · P 9     |
| (4)雑収入 · · · · · P 2  | (16)動力光熱費 · · · · · P 10  |
|                       | (17)作業用衣料費 · · · · · P 11 |
|                       | (18)農業共済掛金 · · · · · P 11 |

### <必要経費の部>

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| (5)雇人費 · · · · · P 3     | (19)荷造運賃・手数料 · · · · · P 12 |
| (6)小作料・賃借料 · · · · · P 3 | (20)土地改良費 · · · · · P 12    |
| (7)減価償却費 · · · · · P 4~5 | (21)雑費 · · · · · P 13       |
| (8)利子割引料 · · · · · P 6   | (22)畜産費 · · · · · P 14      |
| (9)租税公課 · · · · · P 6    | (23)飼料費 · · · · · P 14      |
| (10)種苗費 · · · · · P 7    |                             |
| (11)肥料費 · · · · · P 7    |                             |
| (12)農具費 · · · · · P 8    |                             |

### <その他>

- |                          |
|--------------------------|
| 領収書等添付ページ · · · · · P 15 |
| 収支内訳書(農業所得用) · · P 16~17 |

## (1)田・畠等の作付面積の状況(畦畔ぬき)

※それぞれの作付面積を記入してください。

水 稲 作 付 面 積	畠 作 付 面 積	果 樹 畠 面 積
耕作分 a	販売用 a	販売用 a
貸付分 a	自家用 a	自家用 a

1a=1畝=100m<sup>2</sup>  
10a=1反=約1,000m<sup>2</sup>  
100a=1町=約10,000m<sup>2</sup>

## (2)販売金額 (1/1~12/31)

※それぞれの販売した数量・金額・販売先を記入してください。

種 類	月 日	数 量	販 売 金 額	販 売 先
田(水稻)				
田(その他)				
畠(野菜)				
畠(果樹)				
畠(その他)				
田畠以外( )				
田畠以外( )				
合 計				

### 【留意事項】

※自家用・贈答用等については、下記(3)の欄に記入してください。

※販売金額等を通帳の金額を引用する場合は、すでに経費が引かれた金額が入金になることがございますので、経費が引かれる前の金額で記入してください。

## (3)家事消費・贈答・事業消費 (1/1~12/31)

種 類	月 日	数 量	販 売 金 額	備 考
水稻(自家用)				
水稻(贈答用)				
水稻(事業用)				
野菜果樹(自家用)				
野菜果樹(贈答用)				
野菜果樹(事業用)				
その他( )				
合 計				

### 【留意事項】

※単価は、原則として販売額の平均としてください。

※全く販売していない場合には、市場価格等としてください。

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)裏面(P17)の「収入金額の明細」に記入してください。

#### (4) 雜収入

※雑収入を記入してください。(項目の分類の詳細については、表下部を参照してください)

項目	月日	収入金額	相手方
①米共計精算			
②米追加払			
③畑作物直接支払交付金			
④米・畑作物の収入減少影響緩和交付金			
⑤水田活用交付金			
交付金			
交付金			
⑥中山間直接支払交付金			
⑦利用助成金			
⑧受取小作料			
⑨作業受託収入			
⑩利用高配当金			
⑪受取共済金			
⑫共済無事戻し金			
⑬原発関連賠償金			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			
合計			

【項目内容】

- ①〇〇年産米共同計算精算金
- ②〇〇年産米追加払い金
- ③経営所得安定対策等による畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- ④経営所得安定対策等による米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)
- ⑤水田活用の直接支払交付金
- ⑥中山間直接支払交付金
- ⑦CE(カントリーエレベータ)、RC(ライスセンター)利用助成金
- ⑧農地貸付に伴う収入
- ⑨農作業の受託収入(育苗、田植、刈取り等)
- ⑩利用高配当
- ⑪農作物に対する各種共済金、補償金の収入
- ⑫水稻無事戻し金
- ⑬原発事故に対して支払われる賠償金(営業損害の減収分・検査費用)

※収入計上時期については、原則、賠償金支払の合意書を東電に送付し合意が成立した時点。

※その他、農業に関する補填金や補助金がある場合は⑭以降に記載してください。

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)裏面(P17)の  
「収入金額の明細」に記入してください。

## (5) 雇人費

\*給料・作業委託料等作業に従事した雇人に払った金額を記入してください。

※領収証等をもらい保管してください。

## (6) 小作料·賃借料

\*農業用地の地代、機械の借料、共同施設の使用料等を記入してください。

支払実用料の内訳、領収証の内容、支払調査の使用料等を記入して下さい。							
月 日	支払先の住所		氏名	支払金額			備 考
記 載 例	10	2	喜多方市字御清水東1	喜多方 一郎	8	0	0 0 0 小作料
	10	10	喜多方市字御清水東7244-2	喜多方 太郎	1	0	0 0 0 田植え機等使用料
	10	10	喜多方市字御清水東7244-2	喜多方 太郎	1	5	0 0 0 コンバイン等使用料
	10	12	カントリーエレベータ使用料		8	0	0 0 0
			合 計	4	1	0 0 0	

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の「雇人費の内訳」、「小作料・賃借料の内訳」に記入後、合計額を「経費/雇人費⑧」「小作料・賃借料⑨」に記入してください。

## (7) 減価償却費

減価償却費については、機械等の名称、取得年月日、取得価格、使用割合がわかれれば、本市において計算いたしますので、購入時の領収書等を持参してください。

白色農業申告の減価償却費の計算は、定額法によっておこないます。

平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、「減価償却資産の償却率表」が改正されるとともに、償却可能限度額及び残存価格が廃止され、耐用年数経過時点に1円まで償却できるようになりました。

また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却累積額が償却可能限度額(取得価額の95%)に達している場合、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで償却(平成20年分以降適用)することとされました。

ア 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 計算式：①基礎金額(取得価格 × 100%【定額法】) × ②償却率 × ③償却月 × ⑤農業使用割合 = 減価償却費  
イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 計算式：①基礎金額(取得価格 × 90%【旧定額法】) × ②償却率 × ③償却月 × ⑤農業使用割合 = 減価償却費  
ウ 一括償却資産の場合 取得価額が10万円以上20万円未満の資産を償却する場合は、法定耐用年数で償却する方法若しくは3年間で償却する  
「一括償却」を初年度に選択することができます。「一括償却」の場合、償却率の欄は「1／3」となります。

### 減価償却の計算例(令和7年分の例)

資産の名 称	取得 年月	取得価格	償却方法	償却基礎金額 ①	耐用 年数	償却率 ②	償却期間 月 ③	本年分償却費 (①×②×③) ④※(1)	農業専有割合 % ⑤	本年償却費 (④×⑤) ⑥	前年末 未償却残高 (前年末未償却残高-④) ⑦	未償却残高 ⑧	備考
トラクター	H30.5	2,100,000	定額	100%	2,100,000	7	0.143	4/12	97,999	100	97,999	98,000	1
田植機	R2.5	2,500,000	定額	100%	2,500,000	7	0.143	12/12	357,500	100	357,500	831,666	474,166
一括償却資産	R5	150,000	—	—	150,000	—	1/3	—	50,000	100	50,000	50,000	0 R5,R6,R7
コンバイン	R7.8	4,000,000	定額	100%	4,000,000	7	0.143	5/12	238,334	100	238,334	4,000,000	3,761,666 新規取得
合計											743,833	4,979,666	4,235,833

※(1) 「④本年分償却費(①×②×③)」が「⑦前年末未償却残高」以上となる場合は、「④本年分償却費」を「⑦前年末未償却残高 - 1(備忘価格)」としてください。

### ・主な減価償却資産の耐用年数(平成21年分申告から、減価償却資産については耐用年数が改正され、下記の耐用年数となりました。)

建物	
木造、合成樹脂	15～22年
木骨モルタル	14～20年
れんが、ブロック	34～38年
簡易建物	7～10年

車両・運搬具	
小型自動車総排気量660cc以下	4年
貨物自動車(タンク式を除く)	5年

生物	
牛(役肉用6年、乳用4年)	
馬(繁殖用、種付用、競走用を除く)	8年
豚	3年
りんご樹(わい化りんご20年、その他29年)	
ぶどう樹(温室ぶどう12年、その他15年)	
かき樹	36年
アスハラガス	11年

農業用償却資産	
主としてコンクリート造、レンガ造(果樹棚またはホップ棚)	14年
主としてコンクリート造、レンガ造(その他のもの)	17年
主として金属の構築物	14年
主として木造の構築物	5年
土管を主とした構築物	10年
その他の構築物	8年
トrukタ	7年
耕うん整地用機具	7年
耕土造成改良用機具(みぞ堀機、穴掘機)	7年
栽培管理用機具(田植機、育苗機、スプリンクラー)	7年
防除用機具(散粉機、噴霧機、スピードスプレイヤー)	7年
自脱型コンバイン、刈取機	7年
普通型コンバイン、脱穀機、もみすり機	7年
運搬用機具	7年
自走式草刈機	7年

耐用年数	償却率(定額法)	
	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
3年	0.334	0.333
4年	0.250	0.250
5年	0.200	0.200
7年	0.143	0.142
8年	0.125	0.125
10年	0.100	0.100
11年	0.091	0.090
14年	0.072	0.071
15年	0.067	0.066
17年	0.059	0.058
22年	0.046	0.046
27年	0.038	0.037
36年	0.028	0.028

## (7) 減価償却費

白色農業申告の減価償却費の計算は、定額法によっておこないます。

下表の記載例の着色部分(取得年月、取得価格、農業専有割合)の記入があれば、本市で減価償却費を計算いたします。

○ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

計算式：①基礎金額(取得価格×100%【定額法】)×②償却率×③償却月×⑤農業使用割合=減価償却費

○ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

計算式：①基礎金額(取得価格×90%【旧定額法】)×②償却率×③償却月×⑤農業使用割合=減価償却費

記載例	資産の名称	取得年月	取得価格	償却方法	償却基礎金額 ①	耐用年数 ②	償却率 ③	償却期間 月 ④	本年分償却費 (①×②×③) ⑤	農業専有割合 % ⑤	本年償却費 (④×⑤) ⑥	前年末未償却残高 (⑦-④) ⑦	未償却残高 (⑦-④) ⑧
	田植機	R2.5	2,500,000							100			
	一括償却資産(品名)	R5	150,000							100			
	コンバイン	R7.8	4,000,000							100			



資産の名称	取得年月	取得価格	償却方法	償却基礎金額 ①	耐用年数 ②	償却率 ③	償却期間 月 ④	本年分償却費 (①×②×③) ⑤	農業専有割合 % ⑤	本年償却費 (④×⑤) ⑥	前年末未償却残高 (⑦-④) ⑦	未償却残高 (⑦-④) ⑧	
	合計												

・減価償却の対象となる資産は、取得価格が10万円以上で農業用に使用したものに限られます。(10万円以下の場合は、その年分の農具費等に算入します。)

・年の途中で資産を購入した場合、月割りになります。(一括償却資産を除く)

・中古資産を取得したときは、4ページの耐用年数と異なります。

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)裏面(P17)の「減価償却費の計算」に記入してください。

## (8)利子割引料

※農業用に借入れた資金の支払利息等を記入してください。(注)元金は経費に算入できません。

月 日	借 入 先 等	金 額
	計	

月 日	借 入 先 等	金 額
	計	

## (9)租税公課

### ○ 固定資産税(農業に係る分のみ)

※農業に係る分のみとなりますので家事用と併用している場合は事業割合で按分してください。

種 目	課 稅 標 準 額 ①	税 率 % ②	税 額 ③(①×②)	事 業 割 合 % ④	必 要 経 費 ③×④
田					
畠					
宅 地					
作業所					
				計	(ア)

※固定資産税班より送付された「固定資産税 土地・家屋課税明細書」から記入してください。

### ○自動車税・軽自動車税

種 目	税 金 ①	事 業 割 合 % ②	必 要 経 費 ①×②	摘 要
軽トラック				※事業割合については、減価償却同様となります。
トラック				
田植機				
コンバイン				
トラクター				
	計	(イ)		

### ○その他

月 日	項 目	金 額	相 手 先	摘 要
	農協組合費			
	水 利 費			
	計	(ウ)		

※町内会費や内割については原則経費とはなりませんが、田や畠などの面積に応じて支払うものについては経費として差し支えありません。

合 計 (ア)+(イ)+(ウ)	
--------------------	--

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の経費欄の該当する項目に記入してください。

(10) 種苗費

※種子・苗木購入代等を記入してください。

月 日		品 名 等	金 額			相 手 先
記 載 例	5 10	種もみ	5 0	0 0	0	JA会津よつば
	5 10	苗木	1 2 0	0 0	0	JA会津よつば
		計	1 7 0	0 0	0	

	計			

### (11) 肥料費

※化学肥料・たい肥購入等を記入してください。

月 日		品 名 等	金 額			相 手 先
記載例	5 10	肥料	2 0 0	0 0 0	0 0 0	JA会津よつば
		計	2 0 0	0 0 0	0 0 0	

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の  
経費欄の該当する項目に記入してください。

## (12) 農具費

\* 購入価額が10万円未満の農具名・金額・購入先等を記入してください。

※購入価額が10万円以上のものは、減価償却費に該当します。

月 日	品 名 等	金 額	相 手 先
8   20	草刈り機	6 0 0 0 0	ホームセンター〇〇
記載例	計	6 0 0 0 0	

1

### (13) 農藥衛生費

※農薬の購入費、共同防除の負担金等を記入してください。

支取額の算入貢、入向明細の其控並等を記入して下さい。					
月 日	品 名 等	金 額		相 手 先	
記 載 例	7 12 農薬1号	4	8	0	JA会津よつば
	7 18 農薬7号	2	8	0	〇〇商店
	計	7	6	0	0

1

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の  
経費欄の該当する項目に記入してください。

### (14) 諸材料費

※ビニールひも、縄、支柱等の購入費を記入してください。

月 日	品 名 等	金 額	相 手 先
記載例 9 16	米 袋(300袋)	1 5 0 0 0	○○商店
	計	1 5 0 0 0	

↓

### (15)修繕費

※農業用の建物施設、農機具、トラック等の修理代、軽トラ等の車検代を記入してください。

月 日	品 名 等	金 額	相 手 先
8 7	コンバイン修理	1 3 2 2 2 8	○○農機具店
	計	1 3 2 2 2 8	

↓

※固定資産の修理・改良等で、20万円以上支出した場合、減価償却費に該当することがあります。

※軽トラックの車検代等については、減価償却の事業割合と同様になります。

**取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の経費欄の該当する項目に記入してください。**

## (16) 動力光熱費

※農業に使用した動力光熱費用を記入してください。

「事業割合」は、各科目ごとに使途および走行距離数などから適切に算定してください。

「必要経費算入額」は「合計」に「事業割合」を乗じて求めます。

	水道料	電気料 (動力)	電気料 (一般)	灯油	軽油	ガソリン	オイル	
1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
合計 ①								
事業割合 ②	%	%	%	%	%	%	%	%
必要経費 算入額 ①×②								計 円

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の  
経費欄の該当する項目に記入してください。

### (17) 作業用衣料費

※作業に必要な衣類・長靴・手袋等の購入費を記入してください。

月 日	品 名 等	金 額	備 考
6 6	作業服(2着)、長靴(1足)	1 2 5 3 5	○○センター
	計	1 2 5 3 5	

↓

(18) 農業共済掛金

\*水稻・果樹等の共済掛金、農業用資産に対する共済掛金等を記入してください。

支払金額(元)と事業割合%の合計を記入してください。						
種類	月日	支払先	支払金額 ①	事業割合% ②	必要経費 ①×②	備考
水稲				100		
野菜				100		
果樹				100		
自動車共済						
建物更正共済						※1
計						

※1 満期受取金のあるものは積立部分が必要経費になりませんので、領収証や保険会社にて確認してください。

自宅の火災保険や生命保険の掛金は必要経費にはなりません。

**取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の経費欄の該当する項目に記入してください。**

## (19)荷造運賃手数料

出荷の際の包装費用・支払運賃、農協や市場に支払う出荷手数料等を記入してください。

月 日	品 名 等	金 額	備 考
5 19	アスパラ	9 0 0 0 0	JA会津よつば
10 22	米	1 2 0 0 0 0	JA会津よつば
	計	2 1 0 0 0 0	

↓

	計		

## (20)土地改良費

土地改良費・客土費等を記入してください。

月 日	支 払 先	面積(m <sup>2</sup> )	必要経費算入額	備 考
	〇〇土地改良区	16,796.00	4 3 3 3 3	経 常 賦 課 金
	〇〇土地改良区	16,796.00	4 4 5 0 9	維 持 管 理 賦 課 金
	〇〇土地改良区	16,796.00	1 8 3 4 8 0	国 営 償 還 賦 課 金(※1)
	計		2 7 1 3 2 2	

↓

※1 雄国山麓土地改良区の国営償還賦課金については、送付されている文書  
(必要経費算入について)にて確認してください。

	計			

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の  
経費欄の該当する項目に記入してください。

(21) 雜費

(5)～(20)に該当しない費用で農業経営上必要な費用を記入してください。(例. 農業新聞など)

**取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の  
経費欄の該当する項目に記入してください。**

## (22) 素畜費

子牛・子豚・ひな等の取得費及び種付料を記入してください。

(23)飼料費

飼料の購入費用を記入してください。

取りまとめた記入内容を収支内訳書(農業所得用)表面(P16)の経費欄の該当する項目に記入してください。

このページに計算ノートを作成する際に使用した領収書や  
通帳の写し等を添付し、ノートと一緒に保存してください。

※ページが不足する場合は適宜ページを追加するか、別に帳簿などで管理してください。

の り し ろ

の り し ろ

の り し ろ



○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積(飼育頭羽数)	販売金額	事業消費事業金額	農産物の棚期		高木額	農産物の棚期	高木額
				数量	重量			
田	a	円	円	kg	kg	円	kg	円
畑								
畑								
③ 小計								

○減価償却費の計算

減価償却資産の名前 (繰延資産を含む)	面積又は量 (成熟年月)	取得量 (償却保証額)	① 取得価額 (償却保証額)	② 債却方法 になる金額	③ 債却の基礎額	④ 耐用年数	⑤ 本年中償却期間 又は既定償却率	⑥ 本年中償却額 (④×⑤×②)	⑦ 特別償却費		⑧ 事業専用割合 の計合(④×⑨)	⑨ 本年分の必要経費 (⑤×⑩)	⑩ 未償却残高 (期未残高)
									年	月			
	・	( )				年	月						
	・	( )					12						
	・	( )					12						
	・	( )					12						
	・	( )					12						
	・	( )					12						
計													

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名稱	取扱・生産年月の年月日	① 本年中の中の貯蔵料、種苗費、畜産額	② 本年中の肥料、種種付料、畜産費の投下費用	③ 成長の明細		④ 本年に加算する金額(③-⑤)	⑤ 本年中に成績したものの償却金額(③-④)	⑥ 本年中に成績したものの償却金額(③-④)	⑦ 年へ越えた収入金額(③-④)		⑧ 年へ越えた収入金額(③-④)
				年	月				年	月	
計											

○本年における特殊事情

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
---------------------	---------------------

# 青色申告を始めてみませんか？

「青色申告」は日々の取引を所定の方法により記帳し、その記帳に基づいて正しく申告する人について、所得金額の計算などについて有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなければなりませんが、簡易な帳簿(①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳)での記帳でもよいこととされています。

## 青色申告の主な特典

### ◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を添付して法定申告期限内に提出している方については、原則として最高55万円を控除することとされています。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

(注) 令和2年分以後の青色申告特別控除について、この55万円の青色申告特別控除を受けることができる人が、電子帳簿保存又はe-Taxによる電子申告を行っている場合は、65万円の青色申告特別控除が受けられます。

### ◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなりません。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

### ◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます。(純損失の繰越し)。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます。(純損失の繰戻し)

## 青色申告をするためには

青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2ヶ月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧いただくな、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※青色申告は喜多方市の各申告相談受付会場では受付できませんので、直接税務署へ提出してください。